

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（勤務評定）</p> <p>第24条 職員の勤務評定については、<u>佐賀県職員勤務評定規程（昭和34年佐賀県訓令甲第4号）</u>の例により行なうものとする。</p>	<p>（人事評価）</p> <p>第24条 職員の人事評価については、<u>佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）</u>の規定の例による。</p>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。